

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

	太陽光		風力		水力		地熱		バイオマス (2万kw未満)	
	1,000kw未満	1,000kw以上	20kw未満	20kw以上	5,000kw未満	5,000kw以上	1,000kw未満	1,000kw以上	1万kw未満	1万kw以上
出力規模	1,000kw未満	1,000kw以上	20kw未満	20kw以上	5,000kw未満	5,000kw以上	1,000kw未満	1,000kw以上	1万kw未満	1万kw以上
特例割合	2/3	3/4	3/4	2/3	1/2	3/4	2/3	1/2	1/2	2/3
適用要件	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに取得した設備									
適用期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から最初の3年間									
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者が交付する補助金が確定したことがわかる書類の写し</li> <li>出力規模が確認できる資料（仕様書・見積書等）</li> </ul>		経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し							
	課税標準特例該当資産明細合計表									